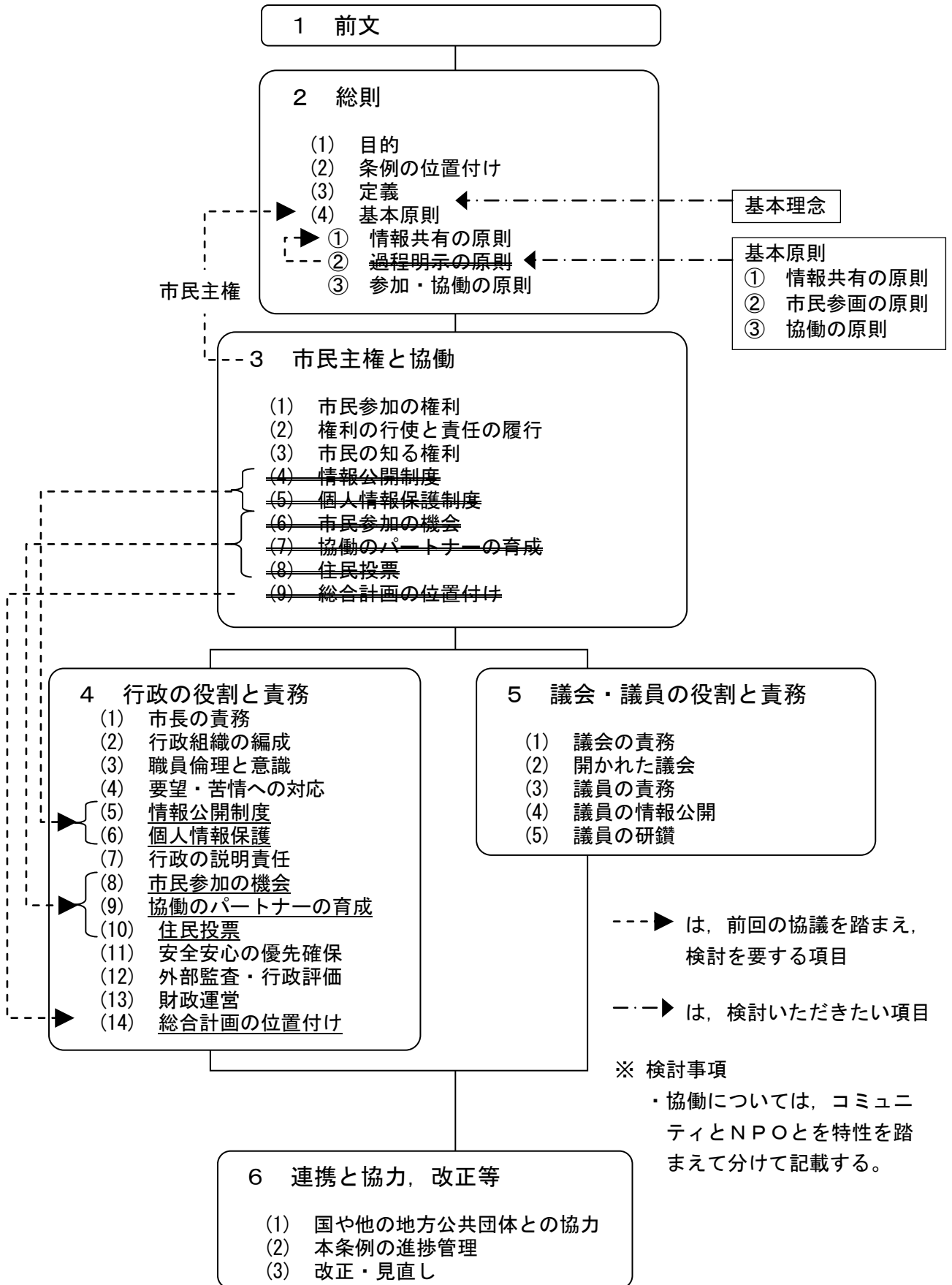


論点検討資料（条例の構造）（案）



他都市自治基本条例等との条例構造比較資料

川崎市自治基本条例（H17.4.1施行）

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 位置付け等
- 第3条 定義
- 第4条 基本理念
- 第5条 自治運営の基本原則
 - (1) 情報共有の原則
 - (2) 参加の原則
 - (3) 協働の原則

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民の責務
- 第8条 事業者の社会的責任
- 第9条 コミュニティの尊重等

第2節 議会

- 第10条 議会の設置
- 第11条 議会の権限及び責務
- 第12条 議員の責務

第3節 市長等

- 第1款 市長等
 - 第13条 市長の設置
 - 第14条 市長等の権限、責務等
- 第2款 行政運営等
 - 第15条 行政運営の基本等
 - 第16条 財政運営等
 - 第17条 評価
 - 第18条 苦情、不服等に対する措置
- 第3款 区
 - 第19条 区及び区役所の設置
 - 第20条 区長の設置及び役割
 - 第21条 必要な組織の整備等
 - 第22条 区民会議

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

- 第23条 情報提供
- 第24条 情報公開
- 第25条 個人情報保護
- 第26条 会議公開
- 第27条 情報共有の手法等の整備

第2節 参加及び協働による自治運営

- 第28条 多様な参加の機会の整備等
- 第29条 審議会等の市民委員の公募
- 第30条 パブリックコメント手続
- 第31条 住民投票制度
- 第32条 協働推進の施策整備等

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

- 第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第4章 国や他の自治体との関係

- 第34条 国や他の自治体との関係

※条文をもとに高松市企画課が作成

豊田市まちづくり基本条例（H17.10.1施行）

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 この条例の位置付け

第2章 まちづくりの基本的な原則

- 第4条 市政への参画
- 第5条 共働によるまちづくり
- 第6条 情報の共有
- 第7条 説明責任

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

- 第8条 市民の権利
- 第9条 市民の責務

第2節 議会

- 第10条 議会の責務
- 第11条 議員の責務

第3節 執行機関

- 第12条 市長等の責務
- 第13条 職員の責務

第4章 参画と共働

- 第14条 市民の参画の推進
- 第15条 住民投票
- 第16条 共働の推進
- 第17条 都市内分権の推進
- 第18条 地域自治区の設置

第5章 市政運営の基本事項

- 第19条 情報の取扱い
- 第20条 行政評価
- 第21条 財政運営
- 第22条 市民の要望の取扱い
- 第23条 総合的な市政経営
- 第24条 執行機関の組織
- 第25条 行政手続
- 第26条 条例の制定及び法令の活用
- 第27条 法令の遵守
- 第28条 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

※条例をもとに高松市企画課が作成

新潟市自治基本条例（H20. 2. 22施行）

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 自治の基本理念
- 第5条 自治の基本原則

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

- 第6条 市民の権利及び責務
- 第7条 法人等の社会的責任

第2節 議会

- 第8条 議会の役割及び責務
- 第9条 市民に開かれた議会
- 第10条 議員の役割及び責務

第3節 市長等

- 第11条 市長の役割及び責務等
- 第12条 職員の責務

第3章 市政運営の基本原則

第1節 市政運営の基本原則

- 第13条 市政運営
- 第14条 財政運営

第2節 参画及び協働の仕組み

- 第15条 情報の公開等
- 第16条 附属機関等の委員の公募
- 第17条 市民意見の提出
- 第18条 住民投票
- 第19条 協働の推進

第3節 信頼性、公平性及び効率性の確保の仕組み

- 第20条 法令遵守及び倫理の保持
- 第21条 適正な行政手続の確保
- 第22条 市民の権利利益の保護
- 第23条 行政評価等
- 第24条 外部監査

第4章 区における市民自治

- 第1節 区における行政運営
- 第25条 区における行政運営

第2節 地域における協働の推進

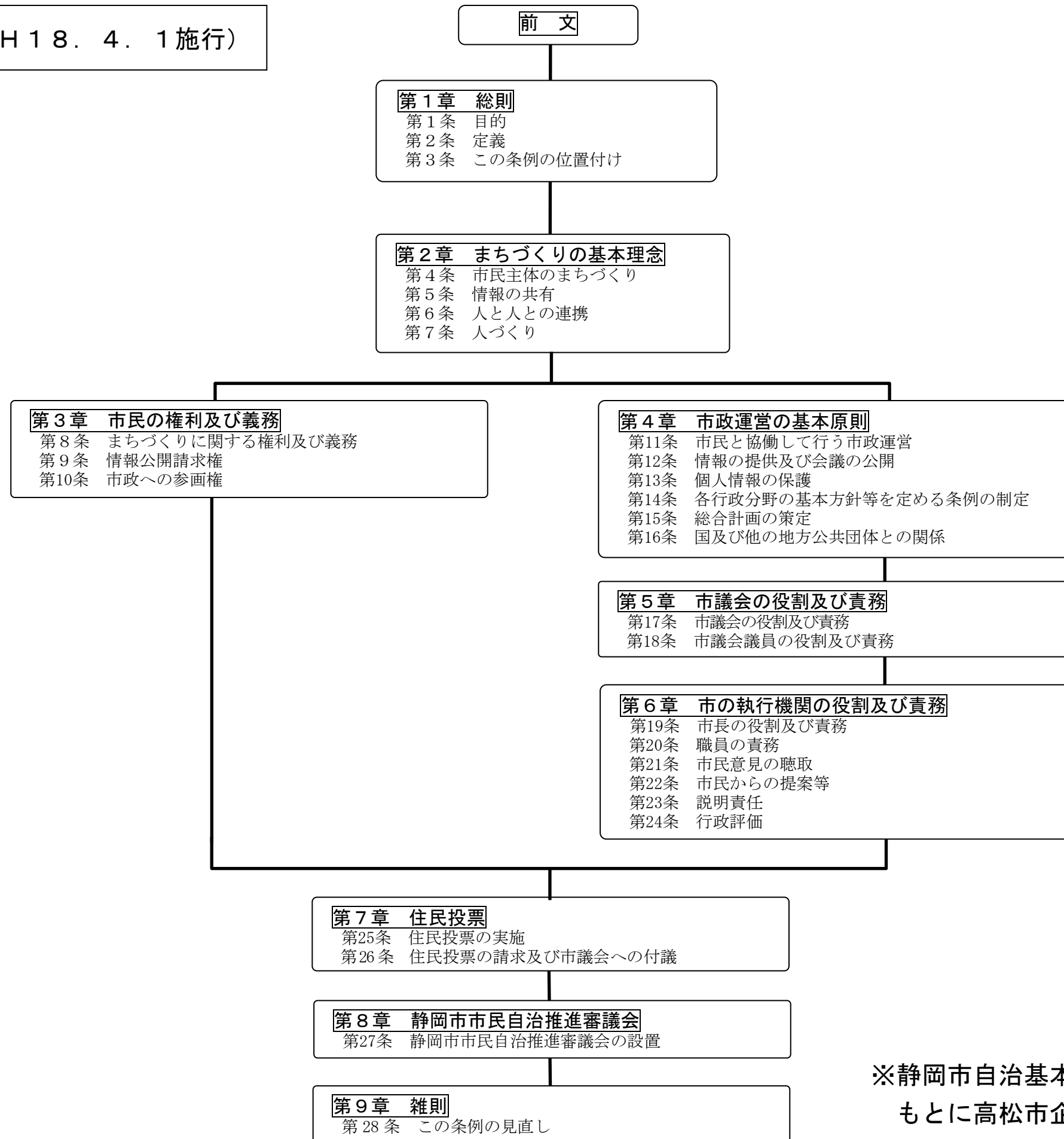
- 第26条 地域住民及び地域コミュニティの役割
- 第27条 市の役割
- 第28条 区自治協議会の役割

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

- 第29条 国及び他の地方公共団体等との協力

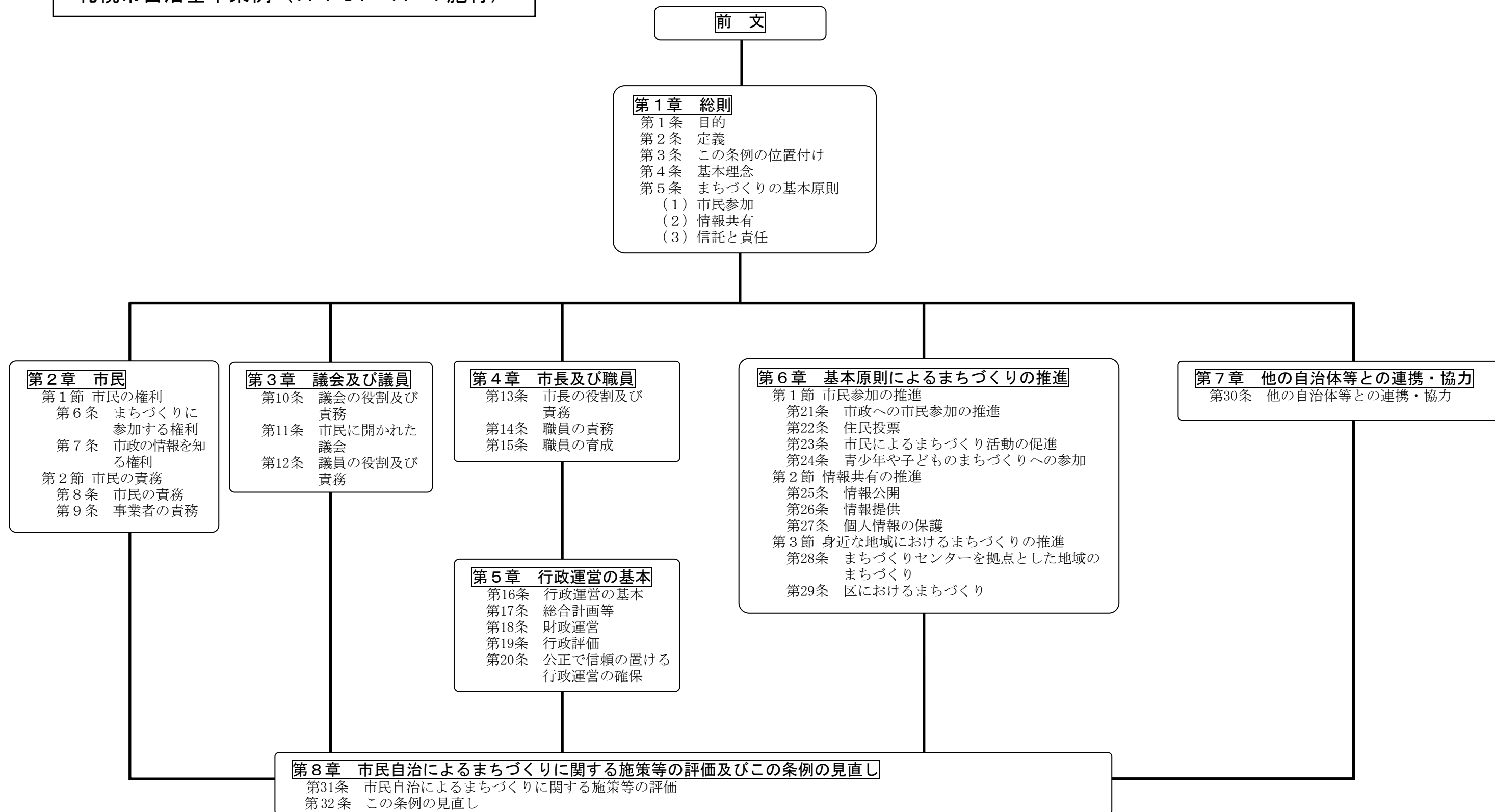
※条例をもとに高松市企画課が作成

静岡市自治基本条例（H18.4.1施行）



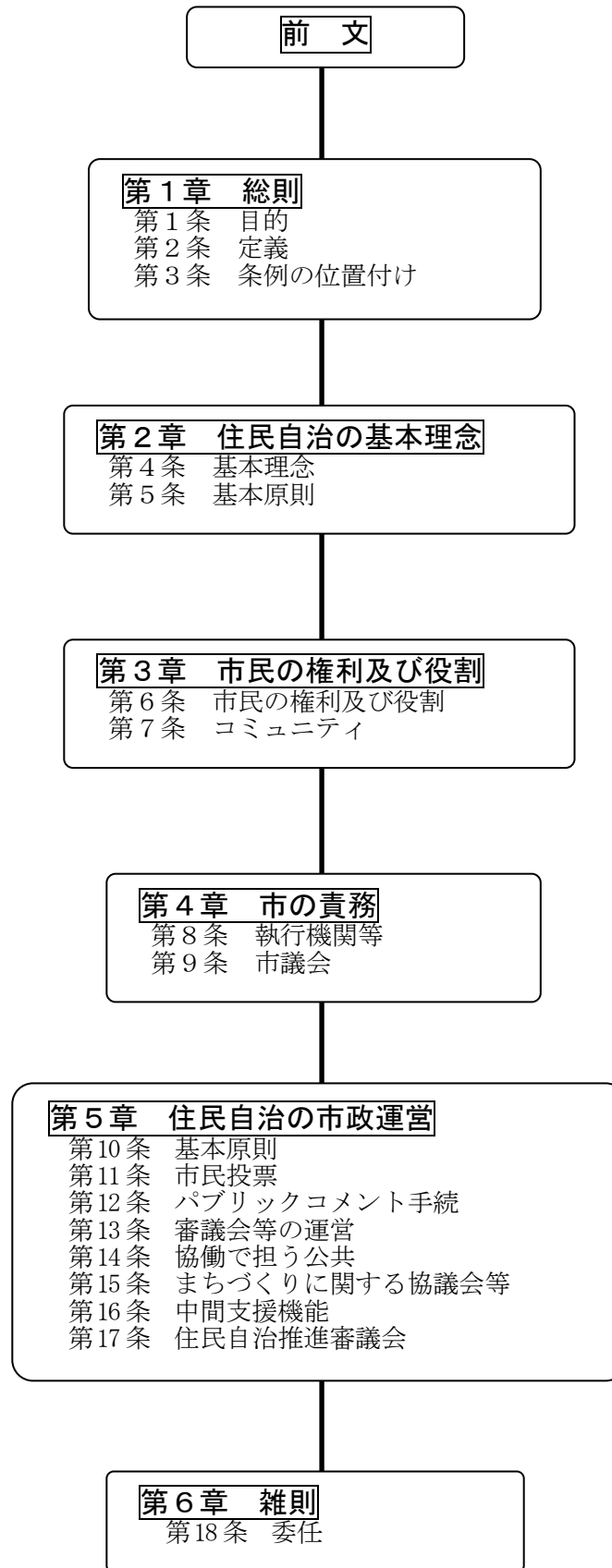
※静岡市自治基本条例解説書の構造図を
もとに高松市企画課が作成

札幌市自治基本条例（H19.4.1施行）



※パンフレット「市民が主役 札幌市のまちづくり」の構成図をもとに高松市企画課が作成

岐阜市住民自治基本条例（H19.4.1施行）



※条例をもとに高松市企画課が作成